平成２４年（フ）第８２号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲928番地13
債務者　川口美智子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第８３号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田乙148番地33
債務者　川口　美加
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第８４号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田乙148番地33
債務者　川口　　直
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４号
岐阜県土岐市肥田町浅野1079番地の１
債務者　清水　直明
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５号
岐阜県中津川市桃山町１番６号、住民票上の住所愛知県春日井市岩成台６丁目２番地１35号棟308号室
債務者　山口真寿男
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第６号
岐阜県土岐市妻木町3245番地の１　西山団地378号、従前の住所岐阜県土岐市下石町360番地の３　ア・ラ・プラージュ２―106号
債務者　副島　　充
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第４１１号
愛知県一宮市佐千原字屋敷１番地１　クオーレ佐千原401号
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９４９号
大阪府富田林市津々山台５丁目６番８号―103、住民票上の住所大阪市中央区玉造２丁目９番２号
債務者　藤池　克亘
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３６０号
大阪府柏原市国分本町７丁目３番28号
債務者　齊藤日登美
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１３号
堺市北区百舌鳥梅町３丁49番地26、前住所堺市北区百舌鳥梅町３丁14番地24　グランディール中百舌鳥105号
債務者　島田　正悟
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９号
北海道岩見沢市東町２条８丁目947番地41
債務者　佐々木義和
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７１９号
神奈川県平塚市富士見町８番14号
債務者　梅村　　亘
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２９号
神奈川県足柄上郡松田町神山154番地14
債務者　青柳　雄一
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２０号
神奈川県足柄上郡山北町平山645番地
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２号
神奈川県平塚市長持460番地の１　第１角田ハイツ103号、前住所神奈川県平塚市南金目872番地の２　藤間コーポ201号
債務者　佐々木恵里香
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２号
神奈川県厚木市戸室４丁目11番３号　本厚木エグゼクティブマンション103
債務者　柄沢はるみ
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部